

平成24年10月12日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2件
(うちガスこんろ(都市ガス用)1件、ガス栓(都市ガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 2件
(うち電気洗濯機1件、液晶テレビ1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 3件
(うち温水洗浄便座1件、ベッドフレーム1件、携帯型音楽プレーヤー1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故情報検討会及び第三者委員会合同会議(※)において、審議を予定している案件
該当案件無し

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

(管理番号A201000914を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

(本発表資料の問合せ先)

消費者庁消費者安全課

(製品事故情報担当)

担 当 : 大木、長井、川船^{かわふね}

電 話 : 03-3507-9204 (直通)

F A X : 03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200501	平成24年10月1日	平成24年10月9日	ガスこんろ(都市ガス用)	IC-E68E-R	パロマ工業株式会社 (現 株式会社パロマ)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201200503	平成24年9月29日	平成24年10月10日	ガス栓(都市ガス用)	F-202	株式会社藤井合金製作所	火災	当該製品からゴム管を外したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の口の開閉状況及び漏れたガスに引火した可能性を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	10月2日に経済産業省商務流通保安グループにて公表済事故 10月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201000914	平成23年1月24日	平成23年2月3日	電気洗濯機	NA-A512	松下電器産業株式会社 (現 パナソニック株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。調査の結果、長期使用(約23年)により、給水弁コイルが絶縁劣化し、給水弁回路の抵抗に過電流が流れて発熱したため、抵抗上部の防湿用樹脂が溶解・ガス化し、炎が噴き出したことにより火災に至ったものと考えられる。	愛知県	平成23年2月8日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201200499	平成24年9月19日	平成24年10月9日	液晶テレビ	42Z2	株式会社東芝	火災	当該製品で視聴後、しばらくして当該製品から発煙し、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	大阪府	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200500	平成24年7月27日	平成24年10月9日	温水洗浄便座	重傷1名	当該製品に着座していたところ、臀部に火傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	石川県	事業者が事故を認識したのは、10月2日
A201200502	平成24年9月9日	平成24年10月9日	ベッドフレーム	重傷1名	当該製品を持ち上げて移動中、当該製品が足に落下し、負傷した。当該製品の運搬状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が事故を認識したのは、9月28日
A201200504	平成24年9月15日	平成24年10月10日	携帯型音楽プレーヤー	火災	当該製品をパソコンに接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故情報検討会及び第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

液晶テレビ（管理番号：A201200499）

